

令和7年度南部町一般廃棄物処理実施計画

1 目的

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき南部町一般廃棄物処理基本計画の達成のため必要な単年度ごとの事業計画を定めるものである。

2 計画期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3 計画区域 南部町全域（計画人口 16,185人）
南部・名川地区（三戸地区クリーンセンター処理対象区域 10,577人）
福地地区（八戸清掃工場・八戸リサイクルプラザ処理対象区域 5,608人）

※令和7年1月1日現在

4 ごみの発生量及び処理量の見込み

(1) 南部・名川地区 (単位：t)

区 分	家庭系	事業系	小 計
可燃ごみ	2,119	666	2,785
不燃ごみ	183	24	207
粗大ごみ	92	12	104
資源物	121	16	137
合 計			3,233

(2) 福地地区 (単位：t)

区 分	家庭系	事業系	小 計
可燃ごみ	1,021	90	1,111
不燃・粗大ごみ	159	6.5	165.5
資源物	105	-	105
有害ごみ	2.5	-	2.5
合 計			1,384

※南部町一般廃棄物処理基本計画より

5 収集・搬入計画

(1) 一般廃棄物の分別及び排出方法

家庭系ごみについては、「令和7年度ごみ収集日程表」を作成し、収集運搬日程のほかごみの分別について記載し、町内全世帯に配布して周知徹底を図る。また、ごみの分別マナーの向上については関係機関と協力し推進する。

事業系ごみについては、産業廃棄物と一般廃棄物の区別、許可を受けた廃棄物収集運搬業者に依頼することなど適正排出を啓発する。

○南部・名川地区

南部A地区：5区、6区、7区、8区、9区、10区、11区、小波田第1、小波田第2

南部B地区：二又、古町、馬場、小向、正寿寺、門前、沖田面、赤石、玉掛、諏訪ノ平、相内

名川A地区：上中町、荒町、桜町、桜本町、新開地、剣吉山、虎渡、上斗賀、下斗賀、森越、
森林、向山、卯月沢

名川B地区：上名久井、高瀬、上川原、平、広場、下名久井、五日市、鳥舌内、鳥谷、法光寺、
助川、横沢、沢田、野場

種別		収集日	排出形態	収集方法	主体	
家庭系	燃やせるごみ ・生ごみ、紙くず ・プラスチック、ビニール類 ・革、ゴム製品 ・繊維くず ・木枝等	A地区 毎週火・金曜日 (12/30 臨時収集) B地区 毎週水・土曜日 (12/30 臨時収集)	指定ごみ袋	集積所・ 自己搬入	委 託・ 自己搬入	
	燃やせないごみ ・せともの、割れ物 ・ガラス、金属製品 ・空き缶 ・小型家電 ・乾電池 ・蛍光灯 等	A地区 第1・3月曜日 B地区 第2・4月曜日	かご収集(青)			
	資源物	新聞紙・雑誌・チラシ・ 段ボール・雑紙	A地区 第4木曜日 B地区 第3木曜日			紙ひもで縛る
		ペットボトル	A地区 第2木曜日 B地区 第1木曜日			指定ごみ袋
		びん	A地区 第2・4月曜日 B地区 第1・3月曜日			かご回収(黄)
		使用済小型家電	庁舎、2支所、海洋セン ター、健康センター、町 体、ぼたんの里 開庁時 間内			回収ボックス
粗大ごみ ・机、いす、座いす ・ソファ、布団 ・タンス ・ストーブ 等	4～9月までの第1～4 木曜日 (各地区年2回)	粗大ごみ シール貼付	集積所・ 自己搬入			
事業系	燃やせるごみ 燃やせないごみ	随時	自己搬入・ 収集運搬 業者	排出者・ 収集運搬 業者		
民間主体で処理される資源物等						
犬猫等の動物死骸		随時	電話受付	直営 委託		

※収集日の朝8時までに集積所に出すものとする。

※収集を行わない日は日曜日、祝日、振替休日及び年末年始(12月29日～1月3日、ただし12月30日は臨時収集日)とし、収集日が祝日の場合は収集日を変更する。

※集積所は全てステーション方式とする。(南部地区168カ所・名川地区151カ所)

※犬猫等の動物死骸回収については、道路等町管理敷地内における所有者不明のものに限る。

○福地地区

A地区：あかね、東あかね、板橋、中央、桜木、法師岡、塚渡、杉沢、あけぼの

B地区：苫米地、片岸、高橋、小泉、麦沢、福田

種別		収集日	排出形態	収集方法	主体	
家庭系	燃やせるごみ ・生ごみ、紙くず ・プラスチック、ビニール類 ・革、ゴム製品 ・衣類 ・木枝 等	毎週月・金曜日	指定ごみ袋 (赤)	集積所・ 自己搬入	委 託 ・ 自 己 搬 入	
	燃やせないごみ ・せともの、割れ物 ・ガラス、金属製品 ・小型家電 等	第1水曜日	指定ごみ袋 (緑)			
	資源物	空き缶・びん・ ペットボトル	第2・4水曜日			指定ごみ袋 (青)
		新聞紙・段ボール	第3水曜日			紙ひもで結束
		雑誌・チラシ・ 古布・雑紙	第4水曜日			
	使用済小型家電	福地支所 開庁時間内	回収ボックス	拠点回収		
粗大ごみ ・机、いす、座いす、ソファ、 布団、タンス、・ストーブ等) ※6月から材質の半分以上 が木製のものとしてそれ以外の 日で受入日が変わる	A地区 4/17(通常),7/24(木製 以外),8/22(木製),11/20(木 製以外),12/19(木製) B地区 4/24(通常),7/31(木製 以外),8/29(木製),11/27(木 製以外),12/26(木製)	特になし	集積所・ 自己搬入 (搬入日 に制限あ り)			
事業系	燃やせるごみ	随時	自己搬入・ 収集運搬 業者	排出者・ 収集運搬業者		
	燃やせないごみ					
民間主体で処理される資源物等						
犬猫等の動物死骸		随時		電話受付	直営 委託	

※収集日の朝8時までに集積所に出すものとする。

※収集を行わない日は日曜日、祝日、振替休日及び年末年始（12月29日～1月3日、ただし12月30日は臨時収集日）とし、収集日が祝日の場合は収集日を変更する。

※集積所は全てステーション方式とする。（福地地区111カ所）

※犬猫等の動物死骸回収については、道路等町管理敷地内における所有者不明のものに限る。

(2) 行政で収集しない一般廃棄物

1) 家電4品目

品目	テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ・有機EL式)、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機
処理方法	・小売業者へ引取りを依頼する。 ・郵便局で払い込みを行い、家電リサイクル券を貼付し指定引取場所へ自己搬入する。 ・収集運搬業者に依頼する。 ・リネットジャパンリサイクル(株)が実施する宅配便を利用した回収サービスを利用する。

2) 適正処理困難物

品目	水銀使用の体温計、蛍光管・灯、乾電池、(蛍光管・灯、乾電池について南部・名川地区は排出可) 充電式電池、自動車部品、タイヤ、ホイール、バッテリー、農機具、農業用廃プラスチック、据え置き型ガスボンベ、消火器、発電機、ボイラー、風呂釜、ドラム缶、耐火金庫、ピアノ、エンジン付き刈払い機、除雪機、薬品、農薬、火薬、畳(12等分に解体できる場合、福地地区は排出可)、塗料、廃油、未使用燃料、グラスウール、ロックウール、コンクリート、アスファルト、岩・石・砂等、家屋の解体により生じたがれき類等
処理方法	・購入店、取扱店、専門業者へ引取りを依頼する。

(3) 一般廃棄物収集運搬委託業者

委託業者	収集区域	収集車両
(有)三戸清掃社	南部地区	パッカー車8台、ダンプ車1台、平ボディ車4台、
	名川地区	コンテナ車2台、軽トラック2台
(有)伊藤商事	福地地区	パッカー車4台、ダンプ車3台、コンテナ車3台

(4) 一般廃棄物収集運搬業許可業者一覧

No.	業者名	住所	対象地区
1	共同清掃(株)	三戸郡南部町大字剣吉字小沢田12番地7	南部町全域
2	(有)伊藤商事	八戸市大字新井田字出口平3番地57	南部町全域
3	(有)まべち興業	三戸郡南部町大字斗賀字上町焼69番地1	南部・名川
4	(有)紺野商店	八戸市城下二丁目14番8号	福地
5	(有)柏崎清掃社	八戸市大字是川字田中山24番地23	南部町全域
6	(株)マッハ総合計画	岩手県二戸市福岡字長塚11番地1	南部・名川
7	(有)マモル商運	八戸市大字長苗代字幕ノ内10番地5	南部町全域
8	(有)サンコー清掃	三戸郡三戸町大字斗内字中堤13番地4	南部町全域

No.	業者名	住 所	対象地区
9	第一清掃（株）	八戸市大字是川字金ヶ坂 18 番地	南部町全域
10	（株）クリーン中栄	八戸市大字河原木字長円坊堀 56 番地 1	福地
11	（有）三戸清掃社	三戸郡三戸町大字同心町字金堀 17 番地 4	南部町全域
12	釜淵運送（有）	三戸郡田子町大字田子字七日市上ノ平 9 番地 1	南部・名川
13	（株）ノザワ	八戸市西白山台六丁目 9 番 45 号	福地
14	（株）清掃ｸﾘｰﾝｽｰﾋﾞｽ	八戸市城下四丁目 12 番 5 号	南部町全域
15	（株）成商ｸﾘｰﾝｽｰﾋﾞｽ	三戸郡階上町大字角柄折字平 10 番地 6	南部町全域
16	（有）東司清掃管理	八戸市小中野一丁目 2 番 4 号	福地
17	（株）初ノ・メテノ東北	宮城県仙台市青葉区郷六字出戸 7 番地 4	福地

6 ごみの排出抑制・再資源化計画

（1）家庭系ごみ

- 1) 水分の多い生ごみについて、水切りを奨励するほか、食べ残しや賞味期限切れで廃棄する食品を減らすよう周知し、ごみの減量を図る。
- 2) 刈り取った草や木の枝等をごみとして出す際はなるべく乾燥させるよう周知し、ごみの減量を図る。
- 3) 燃やせるごみに混入している厚紙や包装紙などの「その他紙」の資源物への分別徹底を周知し、燃やせるごみの減量を図る。
- 4) 粗大ごみは「捨てる」よりも製品の長寿命化・再生利用等の意識を高める。
- 5) 町が拠点回収した使用済小型家電は、三戸地区環境整備事務組合（以下、三戸組合）及び八戸広域市町村圏事務組合（以下、八戸組合）において燃やせないごみから回収した物とともに、認定事業者等に引き渡す。
- 6) その他の資源物は、三戸組合及び八戸組合で中間処理後、売却または再資源化事業者へ委託し再生利用される。

（2）事業系ごみ

- 1) 産業廃棄物と一般廃棄物の区別などごみの適正排出を啓発する。
- 2) 処分業者が再資源化可能な資源物（厨芥類など）については、処分業者への委託による再資源化の促進を図る。

（3）町民に対する広報・啓発活動

適正排出、リサイクルや減量等について広報・啓発活動を行い、ごみに対する町民の意識の高揚を図る。

- 1) 広報紙や町ホームページ、さらにはチラシなどによるごみ減量・リサイクル、適正分別・適正排出等の情報提供に努める。

- 2) 地域の総会や各種団体の集会、さらに小中学校の児童生徒などを対象として、ごみの分別方法や出し方等、周知啓発に努める。
- 3) イベント等において、ごみの分別方法や減量方法等の啓発活動に努める。

7 処理施設の概要

(1) 南部・名川地区

1) 焼却施設

設置主体	三戸地区環境整備事務組合
名 称	三戸地区クリーンセンター
所 在 地	青森県三戸郡三戸町大字斗内字上高間館 23
処理方式	准連続燃焼式焼却炉（ストーカ式）2 炉
処理能力	30 t /16 h ×2 炉
処理対象	可燃ごみ

2) 破碎・選別施設

破碎・選別施設①

設置主体	三戸地区環境整備事務組合
名 称	三戸地区粗大ごみ処理施設
所 在 地	青森県三戸郡三戸町大字斗内字上高間館 23
処理方式	衝撃剪断回転式
処理能力	20 t /5 h
処理対象	不燃ごみ、粗大ごみ

破碎・選別施設②

設置主体	三戸地区環境整備事務組合
名 称	三戸地区資源物ストックヤード
所 在 地	青森県三戸郡三戸町大字斗内字栗木沢 47
処理方式	圧縮、減容、貯留
処理能力	1,000 m ³
処理対象	資源物（びん・紙類・ペットボトル）

3) 最終処分施設

設置主体	三戸地区環境整備事務組合
名 称	三戸地区不燃物埋立最終処分場
所 在 地	青森県三戸郡田子町大字田子字釜淵平地内
埋 立 物	焼却灰、破碎がれき
敷地面積	1.7 h a

(2) 福地地区

1) 焼却施設

設置主体	八戸地域広域市町村圏事務組合	
名 称	八戸清掃工場第一工場	八戸清掃工場第二工場
所 在 地	青森県八戸市大字櫛引字取揚石 1-1	
処理方式	全連続旋回流型流動床式	全連続日本鋼管フィルト式
処理能力	150 t /24 h ×2 炉	150 t /24 h ×1 炉
処理対象	可燃ごみ	

2) 破碎・選別施設

設置主体	八戸地域広域市町村圏事務組合	
名 称	八戸リサイクルプラザ	
所 在 地	青森県八戸市大字櫛引字山田山 1-1	
処理能力	資源化ライン	49 t /5 h
	破碎ライン	61 t /5 h
	紙・布ライン	61 t /5 h
	有害ごみライン	0.09 t /5 h
処理対象	不燃ごみ、粗大ごみ、資源物、有害ごみ	

8 その他ごみの処理に関し必要な事項

(1) 南部町廃棄物減量等推進審議会

廃棄物に関する重要事項についての方策や一般廃棄物の減量に関する事項の調査・検討を行う。

(2) 不法投棄防止対策

通常のパトロールに加えて、青森県が配置している廃棄物不法投棄監視委員などと連携を図り、不法投棄の早期発見や未然防止に努める。また、産業廃棄物や大量のごみなど悪質な不法投棄を発見した場合は県や警察と連携を図り、投棄者の特定に努める。

(3) 不適正排出防止対策

決められた地区外での排出、故意の処理困難物の大量排出など不適性排出が頻発する集積所については、防犯カメラ等の設置を含め防止対策を行う。

(4) 災害廃棄物の処理

災害により廃棄物が発生した場合には、被災状況に応じて、被災ごみの仮置き場の設置、臨時収集の実施や一般廃棄物処理手数料を減免する等、業務遂行と万全な環境衛生を図っていく。